

避難行動要支援者の 個別計画の作成について Q&A

**平成27年6月
天童市危機管理室**

自主防災会の皆様へ

避難行動要支援者の個別計画の作成について Q & A

日ごろより自主防災会の活動にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
この度、避難行動要支援者の個別計画の作成をお願いしておりますが、市にご質問をいただいた内容と回答について、次ページ以降にまとめましたので、ご参考にさせていただきようお願いいたします。

天童市危機管理室

目 次

■ 制度関係 . . . ページ 3 ~ 4

- Q 1 制度の中身を教えてください。
- Q 2 これまでの要援護者制度とは違うのですか。
- Q 3 要支援者はどんな方が対象になっているのですか。
- Q 4 要支援者の名簿はもらえるのですか。

■ 個別計画について . . . ページ 4 ~ 5

- Q 5 自主防災会は何をすればよいのでしょうか。
- Q 6 避難支援者になると必ず支援しなければいけないのですか。
- Q 7 避難支援とはどの程度まで行わなければならないのですか。
- Q 8 避難支援者には誰になってもらえばよいのですか。
- Q 9 今後、新たに65歳になった方、要介護認定を受けた方など、新たに要支援者の対象になる方への同意確認は誰が行うのですか。
- Q 10-1 従来の要援護者制度のときに登録していた方で、同意者の中に名前が無い方がいるのですが。
- Q 10-2 従来の要援護者制度のときに登録していた方で、同意者の中に名前が無い場合、その方に確認しなければいけないのですか。

■ 個別計画について（その他） . . . ページ 6

- Q 11 個別計画は必ず新しい用紙に書き直さなければならないのですか。
- Q 12 手直しが終わり市に提出した個別計画書は戻ってくるのですか。
- Q 13 今回渡された個別計画は民生・児童委員や福祉推進員の方にも渡しているのですか。

■ 詳細版 . . . ページ 7 ~ 9

■ 制度関係

Q 1 制度の中身を教えてください。

A 災害時、自ら避難することが困難であると判断される方である避難行動要支援者（以下、要支援者という）の生命及び身体の安全を確保するため、

- ① 要支援者名簿の作成
- ② 避難支援の有無及び個人情報の提供について、同意の確認
- ③ 同意者一人ひとりの個別計画（要支援者の避難支援者となる者、緊急連絡先、避難時に配慮しなければならないこと等を定めたもの）の作成を行うものです。作成された名簿及び個別計画は市、自主防災会、民生・児童委員、福祉推進員及び避難支援者において管理し、災害時に活用していただくものです。

Q 2 これまでの要援護者制度とは違うのですか。

A 災害対策基本法の改正により、従来の要援護者制度（手上げ方式で、自主防災会・民生委員等を介して登録するもの）から、現行の要支援者避難支援制度（Q 1 のとおり）に制度が変わっております。

災害時要援護者 → 要配慮者
→ 避難行動要支援者（要支援者）

Q 3 要支援者はどんな方が対象になっているのですか。

A 年齢が65才以上の単身世帯・老々世帯、要介護3～5の認定を受けている方、障がい者等を対象にしております。（天童市は約6,000名が該当）

Q 4 要支援者の名簿はもらえるのですか。

A 現在（平成27年6月時点）、市において入力整理作業中ですので、終了後、自主防災会、民生・児童委員、福祉推進員の方に担当するエリアの要

支援者名簿をお渡しする予定です。なお、平時においては同意者の名簿しか使用できませんので、名簿の取り扱いには十分に注意をお願いします。

■ 個別計画について

Q 5 自主防災会は何をすればよいのでしょうか。

A 今回、要支援者のうち、同意者が作成した個別計画の写しを、該当する自主防災会の代表者にお渡ししております。

自主防災会の皆様には、大変お手数ですが、民生・児童委員、福祉推進員の方と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認により同意者の個別計画を手直ししていただくようお願いします。なお、書き方については、事前にお渡しした個別計画の記入例をご参照ください。

Q 6 避難支援者になると必ず支援しなければいけないのですか。

A 避難支援は、災害時に避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で、可能な範囲で実施していただくものです。

Q 7 「避難支援」とはどの程度まで行わなければならないのですか。

A 避難支援は必ずしも要支援者を直接避難させることをお願いするものではありません。要支援者本人とご相談のうえ、安否確認や情報伝達をしていただくだけでも結構です。

Q 8 避難支援者には誰になってもらえばよいのですか。

A 隣組や近隣住民の方が望ましいです。

また、自主防災会の皆様におかれましては、避難支援者の選任が一番苦慮されると思いますので、民生・児童委員や福祉推進員の方とご相談の上

うえ選任されますようお願いいたします。

なお、実行性のある個別計画にするため、遠方に住む方や、同じ方が何人もの避難支援者になることのないようお願いいたします。

Q 9 今後、新たに65歳になった方、要介護認定を受けた方など、新たに要支援者の対象になる方への同意確認は誰が行うのですか。

A 今後は毎年1回程度の予定で、新たに対象者になる方への通知及び同意確認を、市で行う予定です。自主防災会の皆様におかれましては、同意者の個別計画の作成について、引き続きご協力をお願いいたします。

Q 10-1 従来の要援護者制度のときに登録していた方で、同意者の中に名前が無い方がいるのですが。

A 制度の変更により、従来の要援護者制度で登録していた方であっても、支援を希望するならば、登録申請書と個別計画を作成していただく必要があります。なお、従来の制度で登録していた方でも、息子夫婦が同じ世帯にいる等の理由で要支援者の対象になっていない場合もあるので、再度登録申請のうえ、個別計画の作成が必要になります。

Q 10-2 従来の要援護者制度のときに登録していた方で、同意者の中に名前が無い場合、その方に確認しなければいけないのですか。

A 自主防災会の皆様には、同意者の個別計画の手直しをお願いしておりますが、同意者の中に名前の無い方で、従来の要援護者制度のときに登録をしていた方を含め、支援が必要だと思われる方がおりましたら、ぜひ登録を勧めていただくようお願いいたします。

■ 個別計画について（その他）

Q 1 1 個別計画は必ず新しい用紙に書き直さなければならないのですか。

A お渡しした個別計画の写しに朱書きで訂正・加筆していただければ結構です。なお、手直しが多く読みづらい場合や、余白への記入が困難な場合には、新たな個別計画に書き直しをお願いします。

Q 1 2 手直しが終わり市に提出した個別計画は戻ってくるのですか。

A 提出していただいた個別計画書は、市のシステムに入力し、印刷されたものを改めてお渡しさせていただきます。

Q 1 3 今回、市から渡された個別計画は民生・児童委員や福祉推進員にも渡しているのですか。

A 自主防災会の代表の方にのみお渡ししております。個別計画の手直しを進めていただくにあたり、ご協力いただく民生・児童委員や福祉推進員の方と共有していただくことは可能です。